

ICTオフィス立地促進事業実施要領

第1 目的

本事業は、県内におけるICT関連産業の集積を通じ、産業基盤の強化、雇用の創出及び交流人口拡大を図るため、県内に事業所等を設置するICT企業等に交付するICTオフィス立地促進事業費補助金(以下「補助金」という。)に関して必要な細目等を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

なお、実施に当たっては、この実施要領に定めるもののほか、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)。以下「規則」という。)及びICTオフィス立地促進事業費補助金交付要綱(平成31年1月10日付け30産第2785号。以下「要綱」という。)に定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助額

補助金の交付対象となる経費及び補助額等は、別表1(運営費)及び別表2(初期費用)に定めるとおりとし、知事が必要かつ適当であると認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

ただし、補助対象経費については運営費または初期費用のいずれかの経費とし、併用は認められない。

第3 事業期間

事業期間については、交付決定の日から事業完了の日または当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

第4 事業実施等の手続

1 実施計画の承認

- (1) 事業を実施しようとする事業者は、補助対象事業を開始する10日前までに事業実施計画承認申請書(様式1号)を、知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、提出のあった事業実施計画承認申請書の内容が適切であると認められるときは、これを承認し、その旨を通知するものとする。

2 実施計画の変更

事業者は、事業の内容を変更する場合、1に準じて知事の承認を受けるものとする。

3 事前着手

事業者は、原則として補助金の交付の決定に基づき事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合は、1の実施計画の承認を受けたものに限り、交付の決定前に着手することができるものとする。

この場合、あらかじめ、その理由を明記した事前着手届(様式2号)を知事に提出するものとする。

第5 交付申請

事業者は、ICTオフィス立地促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号を添えて知事に提出しなければならない。ただし、年度予算の上限に達し次第、公募を終了することがある。

- (1) ICTオフィス立地促進事業(変更)計画書(第1号様式別紙の1)

- (2) ICTオフィス立地促進事業（変更）見積書（第1号様式別紙の2）
- (3) ICTオフィス立地促進事業（変更）雇用計画書（第1号様式別紙の3）
- (4) 暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第2号様式）
- (5) 役員一覧（第2号様式別紙の1）
- (6) 決算書3期分（写し）
- (7) 登記事項証明書（発行日が6ヵ月以内のものに限る）
- (8) 定款（写し）
- (9) 補助事業に要する費用の金額が確認できる書類

※上記（6）及び（8）のうち、当該補助金における過年度の申請時に提出しているものについては不要とする。

第6 実績報告

補助の対象事業が完了したときは、要綱に別に定める提出期限までに、ICTオフィス立地促進事業実績報告書に、次の各号を添えて提出しなければならない。

- (1) ICTオフィス立地促進事業報告書（第4号様式別紙の1）
- (2) ICTオフィス立地促進事業収支報告書（第4号様式別紙の2）
- (3) 補助事業に要した費用の支払いを証する書類の写し
- (4) 新規地元雇用者に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令3号）第9条の規定により通知を受けた雇用保険被保険者資格取得確認通知の写し
- (5) 新規地元雇用者に係る住民票の写し
- (6) 新規地元雇用者に係る雇用条件及び週における勤務時間を確認できる書類

※上記（4）～（5）については、前回提出済の者については不要とする。

また、初期費用を選択の場合、新規雇用は補助事業完了後となることが想定されるため、（4）、（6）については実績報告までに書類が整わない場合提出不要とし、内定通知書等で雇用の確認を行うものとする。

第7 実施要領の変更

この実施要領に定める事項については、必要が生じた場合に知事が必要な変更を行うことができるものとする。

第8 その他

事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、この実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいはこの実施要領に記載のない細部については、知事と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、平成31年1月10日から施行する。

この実施要領は、平成31年3月29日から施行する。

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

ICTオフィス立地促進事業（運営費補助）						
事業主体	補助対象事業者	補助対象事業所	事業の内容及び補助対象経費	補助金の交付の条件	補助の期間	補助事業者に対する補助率及び補助金の交付額等
事業者	<p>福島県内において、新たに事業所を設置し、継続的に事業活動を行うことが見込まれる個人事業者又は法人(資本系列関係にある法人を含む。)であること。</p> <p>ただし、個人事業者にあつては、過去3年間の平均所得が600万円以上あるか、600万円以上の年間所得が見込まれる者とする。</p> <p>事業者は、福島県の基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。</p>	<p>1 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類39-情報サービス業」の用に供される施設</p> <p>2 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類40-インターネット附随サービス業」の用に供される施設</p> <p>3 日本標準産業分類「中分類41-映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設又は知事が特に認める施設</p>	<p>1 事業の内容</p> <p>ICT関連産業の集積を図るため、県内にICT事業所を新たに設置する事業者に対し補助対象経費の一部を補助する事業</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>事業所の運営に必要な経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 通信費</p> <p>固定・携帯電話、ファックス、インターネット及びレンタルサーバー等の利用料金</p> <p>(2) 地代家賃</p> <p>地代、家賃、業務用月極駐車場代</p> <p>(3) 賃借料</p> <p>各種事務機器及び知事が特に認める機械装置又は車両運搬具のリース・レンタル代</p> <p>※その他、知事が特に認める運営費用</p>	<p>1 事業活動の継続性</p> <p>事業活動を継続して5年以上行うことが見込まれる事業所にかかるとのこと。</p> <p>2 新規地元雇用者</p> <p>採用日の前日に県内に住所を有していた者を事業所の常用労働者として補助事業者が原則として1名以上雇用するものであること。</p> <p>なお、事業所に勤務するため、県内に転勤し、住民票を県内に移した補助対象企業が直接雇用する常用労働者を含むものとする。</p>	<p>3年以内</p> <p>(事業所の操業開始日の属する年度から翌々年度までの3年を限度とする。)</p>	<p>1 補助率</p> <p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>2 補助額</p> <p>事業所毎に補助対象経費に対応する年度毎の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)の合計額の範囲内で知事が定める額</p> <p>3 補助限度額</p> <p>各年度につき、補助対象事業者毎に100万円を限度とする。</p>

○常用労働者とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であり、かつ、引き続き雇用される者をいう。ただし、週所定労働時間が30時間未満である者は除く。

別表 2

ふくしま ICT オフィス立地促進事業（初期費用補助）						
事業主体	補助対象事業者	補助対象事業所	事業の内容及び 間接補助対象経費	間接補助金の交付の条件	補助の期間	間接補助事業者に対する 補助率及び補助金の交付額等
事業者	<p>福島県内において、新たに事業所を設置し、継続的に事業活動を行うことが見込まれる個人事業者又は法人(資本系関係にある法人を含む。)であること。</p> <p>ただし、個人事業者にあつては、過去3年間の平均所得が600万円以上あるか、600万円以上の年間所得が見込まれる者とする。</p> <p>事業者は、福島県の基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。</p>	<p>1 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類39—情報サービス業」の用に供される施設</p> <p>2 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「中分類40—インターネット附随サービス業」の用に供される施設</p> <p>3 日本標準産業分類「中分類41—映像・音声・文字情報制作業」を営む者がデジタルコンテンツを制作する施設又は知事が特に認める施設</p>	<p>1 事業の内容</p> <p>ICT関連産業の集積を図るため、県内にICT関連事業所を新たに設置する事業者に対し補助対象経費の一部を補助する事業</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>事業所の設置にあたり必要となる初期費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 改装費</p> <p>空き店舗、空き校舎等をオフィスとして使用するために必要となる内装工事等</p> <p>(2) 設備費</p> <p>セキュリティ対策設備、TV会議設備等</p> <p>(3) 備品購入費</p> <p>新規雇用者用オフィス什器、PC等</p> <p>※その他、知事が特に認める初期費用</p>	<p>1 事業活動の継続性</p> <p>事業活動を継続して5年以上行うことが見込まれる事業所にかかものであること。</p> <p>2 新規地元雇用者</p> <p>採用日の前日に県内に住所を有していた者を事業所の常用労働者として補助事業者が原則として1名以上雇用するものであること。</p> <p>なお、事業所に勤務するため、県内に移転し、住民票を県内に移した補助対象企業が直接雇用する常用労働者を含むものとする。</p>	1年以内 (単年度補助)	<p>1 補助率</p> <p>補助対象経費の2分の1以内</p> <p>2 補助額</p> <p>事業所毎に補助対象経費に対応する年度毎の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。)の合計額の範囲内で知事が定める額</p> <p>3 補助限度額</p> <p>補助対象事業者毎に1回限り300万円を限度とする。</p>

○常用労働者とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であり、かつ、引き続き雇用される者をいう。ただし、週所定労働時間が30時間未満である者は除く。